

池田市地域防災計画令和4年度修正（案）

新旧対照表

池田市防災会議

| 現行計画 | 修正案 | 備考 |
|--|---|--|
| <p>(8) <u>日本赤十字社大阪府支部池田市地区</u> (略) (9) <u>池田市医師会</u> (略) (10) <u>土地改良区</u> (略) (11) <u>池田市農業委員会</u> 6 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (1) <u>農業協同組合</u> (略) (2) <u>ため池管理者、水利組合</u> (略) (3) <u>池田市社会福祉協議会</u> (略) (4) <u>防災上重要な施設の管理者</u> (略) (5) <u>その他団体等</u> (略)</p> | <p>(8) <u>阪急電鉄株式会社</u> (略) (9) <u>阪急バス株式会社</u> 6 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (1) <u>一般社団法人池田市医師会</u> (略) (2) <u>池田市農業委員会</u> (略) (3) <u>農業協同組合</u> (略) (4) <u>ため池管理者、水利組合</u> (略) (5) <u>社会福祉法人池田市社会福祉協議会</u> (略) (6) <u>防災上重要な施設の管理者</u> (略) (7) <u>その他団体等</u> (略)</p> | <p>記載順序の見直し 項目整理の誤り修正</p> |

| 現行計画 | 修正案 | 備考 |
|---|--|--|
| <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 都市防災化計画</p> <p>(略)</p> <p>10 ライフライン災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>(4) ガス (<u>大阪ガス株式会社</u>)</p> <p>(略)</p> <p>11 災害発生時の廃棄物処理体制の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害廃棄物等処理</p> <p>(略)</p> <p>ウ 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste.Net) <u>並びに</u>地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</p> <p>第2節 水害予防計画</p> <p>市及び関係機関は、河川・下水道・ため池における洪水、雨水出水等の被害を未然に防止するため、<u>計画的な水害予防対策</u>を実施する。水防管理者は、水防法第33条第1項に準じて水防活動上必要な監視、警戒、その他水防上必要な事項について「水防実施計画」を策定する。</p> <p>1 河川の改修</p> <p>(1) 猪名川 (近畿地方整備局、猪名川河川事務所)</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>当面は、平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画に基づき、戦後最大洪水である昭和35年8月の台風16号による洪水 (基準地点小戸で2,100m³/sec) を安全に流下させるため、築堤・護岸及び河道掘削等の河川改修を行う。</u></p> <p>(略)</p> | <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 都市防災化計画</p> <p>(略)</p> <p>10 ライフライン災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>(4) ガス (<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>)</p> <p>(略)</p> <p>11 災害発生時の廃棄物処理体制の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害廃棄物等処理</p> <p>(略)</p> <p>ウ 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste.Net) <u>や</u> <u>災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)</u>、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</p> <p>第2節 水害予防計画</p> <p>市及び関係機関は、河川・下水道・ため池における洪水、雨水出水等の被害を未然に防止するため、<u>河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水</u>対策を実施する。水防管理者は、水防法第33条第1項に準じて水防活動上必要な監視、警戒、その他水防上必要な事項について「水防実施計画」を策定する。</p> <p>1 河川の改修</p> <p>(1) 猪名川 (近畿地方整備局、猪名川河川事務所)</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>気候変動による豪雨災害が激甚化、頻発化する状況を踏まえ、令和3年8月に変更した淀川水系河川整備計画に基づき、戦後最大洪水である昭和35年8月の台風16号の降雨量を1.1倍とした洪水 (基準地点小戸で2,300m³/sec) を安全に流下させるため、河道掘削等の河川改修を行う。</u></p> <p>(略)</p> | <p>社名変更</p> <p>国・府の計画修正</p> <p>国・府の計画修正</p> <p>河川整備計画の変更</p> |

| 現行計画 | 修正案 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>第3節 土砂災害予防対策の推進 (略)</p> <p>4 山地災害対策</p> <p><u>林野庁の「山地災害危険地区調査要領」に基づく調査の結果、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出による災害が発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接およぼおそれのある山地災害危険地区は、市域で8箇所となっている。</u></p> <p>① <u>池田市五月山景観保全条例による景観保全を通して山林の持つ公益機能の維持を図る。</u></p> <p>② <u>松くい虫等による被害地については、伐採駆除等を行い、森林の保全に努める。</u></p> <p>5 造成地防災対策</p> <p>(1) <u>市は、府の協力を得て、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」(宅地造成等規制法第3条)に指定する。</u></p> <p>(2) <u>市は、府の協力を得て、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。</u></p> <p>(3) <u>市は、府の協力を得て、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。</u></p> <p>(4) <u>市は、府の協力を得て、大規模盛土造成地の位置の把握を行い、住民等へ周知を図る。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。</u></p> | <p>第3節 土砂災害予防対策の推進 (略)</p> <p>4 山地災害対策</p> <p>(1) <u>農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要があるときは、森林を「保安林」(森林法第25条)として指定する。</u></p> <p>(2) <u>府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。</u></p> <p>(3) <u>府は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。さらに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</u></p> <p>(4) <u>府及び市は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。</u></p> <p>(5) <u>府は、台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。</u></p> <p>5 宅地造成及び盛土等対策</p> <p>(1) <u>府は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」(宅地造成等規制法第3条)に指定する。注：改正法施行後は、「宅地造成等工事規制区域」(宅地造成及び特定盛土等規制法第10条)</u></p> <p>(2) <u>市は、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。</u></p> <p>(3) <u>府及び市は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。</u></p> <p>(4) <u>府(政令市及び中核市を含む)は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、府は、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。市は、国や府の地震被害想定に含まれる液状化発生の危険性の情報を「池田市ハザード</u></p> | <p>国・府の計画修正に合わせ、記載内容を府計画と整合</p> <p>国・府の計画修正に合わせ、記載内容を府計画と整合</p> <p>(注) 改正法は交付されているものの未施行のため、今次の修正では、府計画の修正範囲に止める。</p> |

| 現行計画 | 修正案 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>(新規)</p> <p>第2節 情報収集伝達体制の整備 (略)</p> <p>3 災害広報体制の整備 府及び市は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>第5節 緊急輸送体制の整備 1 陸上輸送体制の整備 (1) 緊急交通路の選定 (略)</p> <p>イ 地域緊急交通路(市選定) 広域緊急交通路と、市が選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、指定避難所などを連絡する道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南北道路 府・市道池田駅神田線(栄町-<u>ダイハツ町</u>) 市道西畑荘園線(<u>荘園1丁目-畑3丁目</u>) 市道五月丘中央線(<u>五月丘1丁目-五月丘3丁目</u>) 府道箕面池田線(<u>満寿美町-新町</u>) 国・市道上池田城南線(<u>豊島南2丁目-上池田2丁目</u>) 市道東畑住吉線(<u>住吉2丁目-畑4丁目</u>) 市道栄本町城南線(栄本町-<u>城南1丁目</u>) | <p><u>13 関係機関との連携強化</u></p> <p><u>市は、災害発生時に逐次来援する捜索・救援部隊等と密接に連携し、最大限の効果が発揮できるよう、平素からカウンターパートと「顔の見える関係」を構築する。</u></p> <p><u>また、共通地図、各種調整フォーマット、チェックリスト、災害応急対策のフェーズ区分に応ずる各機関の活動内容、日々の活動サイクル(リズム)、各種会議の目的と開催要領など、実際の調整現場で必要となるツールを開発・整備する。さらに、それらをハンドブック化して共有することにより、有事の調整所要を低減し、速やかに能力を発揮できるよう体制を整える。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 情報収集伝達体制の整備 (略)</p> <p>3 災害広報体制の整備 府及び市は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。</p> <p><u>さらに、府は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくように努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 緊急輸送体制の整備 1 陸上輸送体制の整備 (1) 緊急交通路の選定 (略)</p> <p>イ 地域緊急交通路(市選定) 広域緊急交通路と、市が選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、指定避難所などを連絡する道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南北道路 府・市道池田駅神田線(栄町-<u>神田2丁目</u>) 市道西畑荘園線(<u>畑3丁目-荘園1丁目</u>) 市道五月丘中央線(<u>五月丘3丁目-五月丘1丁目</u>) 府道箕面池田線(<u>菅原町-綾羽2丁目</u>) 国・市道上池田城南線(<u>上池田2丁目-城南3丁目</u>) 市道東畑住吉線(<u>畑4丁目-住吉2丁目</u>) | <p>市の防災対策の進展 防災訓練成果の反映</p> <p>国・府の計画修正</p> <p>道路台帳等との整合</p> |

| 現行計画 | 修正案 | 備考 |
|---|--|--|
| <p>府道伊丹池田線(城南2丁目-神田1丁目)</p> <p>○ 東西道路</p> <p>市道神田石橋線(石橋1丁目-神田2丁目)</p> <p>市道菅原上池田線(大和町-上池田1丁目)</p> <p>市道池田箕面線(上池田1丁目-畑2丁目)</p> <p>市道本町通り線(西本町-栄本町)</p> <p>府道箕面池田線(綾羽2丁目~畑4丁目)</p> <p>市道栄本町上池田線(栄本町-上池田2丁目)</p> <p>市道菅原上池田線(菅原町-上池田2丁目)</p> <p>市道神田夫婦池線(神田2丁目-八王寺2丁目)</p> <p>市道井口堂天神線(井口堂1丁目-天神2丁目)</p> <p>国・市道豊島南住吉線(豊島南2丁目-石橋3丁目)</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難体制の整備</p> <p>1 指定緊急避難場所、避難路の指定</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定緊急避難場所及び避難路の指定</p> <p>浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所、避難路を指定する。指定緊急避難場所・避難路の指定に当たり、市が誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識等については案内図記号の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム」を用いることに努めるとともに、その見方について、日頃から周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 指定避難所の指定・整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定一般避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>エ 指定一般避難所の施設については、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備の整備を進めるとともに、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> | <p>府道伊丹池田線(城南2丁目-神田1丁目)</p> <p>○ 東西道路</p> <p>市道神田石橋線(神田2丁目-石橋1丁目)</p> <p>市道栄本町上池田線(栄本町-上池田1丁目)</p> <p>市道池田箕面線(上池田1丁目-畑2丁目)</p> <p>市道本町通り線(西本町-栄本町)</p> <p>府道箕面池田線(綾羽2丁目~畑4丁目)</p> <p>市道菅原上池田線(菅原町-上池田1丁目)</p> <p>市道神田夫婦池線(神田2丁目-神田1丁目)</p> <p>市道井口堂天神線(井口堂3丁目-天神2丁目)</p> <p>国・市道豊島南住吉線(豊島北1丁目-豊島南2丁目)</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難体制の整備</p> <p>1 指定緊急避難場所、避難路の指定</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定緊急避難場所及び避難路の指定</p> <p>浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所、避難路を指定する。指定緊急避難場所・避難路の指定に当たり、市が誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識等については案内図記号の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム」を用いることに努めるとともに、その見方について、日頃から周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 指定避難所の指定・整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定一般避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>エ 指定一般避難所の施設については、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備や仮設トイレ・マンホールトイレの開設基盤の整備を進める。また、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、停電時に備え非常用発電機を整備する。</p> | <p>工業標準化法の一部改正(1.7.1 施行)</p> <p>法律名も「産業標準化法」に改称</p> <p>国・府の計画修正</p> <p>市の防災対策の進展</p> |

| 現行計画 | 修正案 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------|--------|---------|------------|----|----|-------|------|----------|-------|-------|---------|-------|------|----------|-------|---------|----------|-------|-------|---------|-------|--------|------------|-------|--------|---------|-------|--------|---------|-------|------|---------|--------|---------|----------|--|
| <p>6 建設型応急住宅の建設候補地の事前選定</p> <p>あらかじめ都市公園、各種災害に対する安全性を考慮しつつ、公共空地等の中から、建設型応急住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を建設型応急住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。また、賃貸型応急住宅として利用可能な施設の把握に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第9節 ライフライン確保体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>4 ガス (<u>大阪ガス株式会社</u>)</p> <p>(略)</p> <p>6 市民への広報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 関西電力送配電株式会社及び<u>大阪ガス株式会社</u>は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。</p> <p>(略)</p> | <p>6 建設型応急住宅の建設候補地の事前選定</p> <p>あらかじめ都市公園、各種災害に対する安全性を考慮しつつ、公共空地等の中から、建設型応急住宅の建設候補地を選定する。また、賃貸型応急住宅として利用可能な施設の把握に努める。</p> <p><u>建設候補地一覧</u></p> <table border="1" data-bbox="1264 525 2297 724"> <thead> <tr> <th>ID</th> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>ID</th> <th>名称</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>204-1</td> <td>塩塚公園</td> <td>五月丘1丁目地内</td> <td>204-6</td> <td>五月山公園</td> <td>綾羽2丁目地内</td> </tr> <tr> <td>204-2</td> <td>石橋公園</td> <td>井口堂3丁目地内</td> <td>204-7</td> <td>伏尾台中央公園</td> <td>伏尾台3丁目地内</td> </tr> <tr> <td>204-3</td> <td>豊島野公園</td> <td>天神1丁目地内</td> <td>204-8</td> <td>伏尾台西公園</td> <td>伏尾台1・4丁目地内</td> </tr> <tr> <td>204-4</td> <td>石橋駅前公園</td> <td>石橋1丁目地内</td> <td>204-9</td> <td>旧細河小学校</td> <td>中川原町498</td> </tr> <tr> <td>204-5</td> <td>水月公園</td> <td>鉢塚3丁目地内</td> <td>204-10</td> <td>旧伏尾台小学校</td> <td>伏尾台2丁目11</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：大阪府応急仮設DB</p> <p>(略)</p> <p>第9節 ライフライン確保体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>4 ガス (<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>)</p> <p>(略)</p> <p>6 市民への広報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 関西電力送配電株式会社及び<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。</p> <p>(略)</p> | ID | 名称 | 住所 | ID | 名称 | 住所 | 204-1 | 塩塚公園 | 五月丘1丁目地内 | 204-6 | 五月山公園 | 綾羽2丁目地内 | 204-2 | 石橋公園 | 井口堂3丁目地内 | 204-7 | 伏尾台中央公園 | 伏尾台3丁目地内 | 204-3 | 豊島野公園 | 天神1丁目地内 | 204-8 | 伏尾台西公園 | 伏尾台1・4丁目地内 | 204-4 | 石橋駅前公園 | 石橋1丁目地内 | 204-9 | 旧細河小学校 | 中川原町498 | 204-5 | 水月公園 | 鉢塚3丁目地内 | 204-10 | 旧伏尾台小学校 | 伏尾台2丁目11 | <p>市の防災対策の進展</p> <p>社名変更</p> <p>社名変更</p> |
| ID | 名称 | 住所 | ID | 名称 | 住所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 204-1 | 塩塚公園 | 五月丘1丁目地内 | 204-6 | 五月山公園 | 綾羽2丁目地内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 204-2 | 石橋公園 | 井口堂3丁目地内 | 204-7 | 伏尾台中央公園 | 伏尾台3丁目地内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 204-3 | 豊島野公園 | 天神1丁目地内 | 204-8 | 伏尾台西公園 | 伏尾台1・4丁目地内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 204-4 | 石橋駅前公園 | 石橋1丁目地内 | 204-9 | 旧細河小学校 | 中川原町498 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 204-5 | 水月公園 | 鉢塚3丁目地内 | 204-10 | 旧伏尾台小学校 | 伏尾台2丁目11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行計画 | 修正案 | 備考 |
|--|--|-----------------|
| <p>第11節 避難行動要支援者支援体制の整備 (略)</p> <p>3 指定福祉避難所の指定</p> <p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、指定福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、指定福祉 避難所として指定するとともに、指定福祉避難所の役割について住民に周知する。</p> <p><u>また、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化するため、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(令和3年5月改定)に沿った体制整備を推進する。</u></p> <p>(略)</p> | <p>第11節 避難行動要支援者支援体制の整備 (略)</p> <p>3 指定福祉避難所の指定</p> <p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、指定福祉避難所を指定する。<u>この際、医療的ケアを必要とする者に対しては、医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。</u>また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、指定福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、指定福祉避難所の役割について住民に周知する。</p> <p><u>指定福祉避難所への避難要領については、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することも含めて検討し、可能な場合は、個別避難計画に具体的な避難要領を記載しておくものとする。</u></p> <p>(略)</p> | <p>国・府の計画修正</p> |
| <p>第12節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>本市における人口流動は、流出超過の傾向がある。大規模震災等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。</p> <p>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、転倒などの危険性ととも、救助・救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれがある。</p> <p>このため、市は、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかけを行う。</p> <p>市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者の安全な避難経路を確保し、その沿道において、帰宅困難者のための休憩、情報提供の場所となる帰宅困難支援場所の機能を有する公園等の整備を推進する。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> | <p>第12節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>本市における人口流動は、流出超過の傾向がある。大規模震災等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。</p> <p>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、転倒などの危険性ととも、救助・救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれがある。</p> <p>このため、市は、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかけを行う。</p> <p>市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者の安全な避難経路を確保し、その沿道において、帰宅困難者のための休憩、情報提供の場所となる帰宅困難支援場所の機能を有する公園等の整備を推進する。</p> <p><u>府は、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として市に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市と連携して一時滞在施設確保の支援に努める。</u></p> <p>(略)</p> | <p>国・府の計画修正</p> |

| 現行計画 | 修正案 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>第3編 自然災害応急対策</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>(略)</p> <p>4 災害対策本部の組織と活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 本部会議</p> <p>(略)</p> <p>ウ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急対策の基本方針に関すること ○ 動員配備体制に関すること ○ 各対策部間の連絡調整に関すること ○ 自衛隊災害派遣要請の依頼に関すること ○ 国、府、関係機関との連絡調整に関すること ○ 災害救助法の適用申請に関すること <p><u>(新規)</u></p> <p>○ その他災害対策に関する重要な事項</p> <p>(3) 事務分担</p> <p>池田市災害対策用組織編成名簿の定めるところによる。</p> <p>ただし、被害状況の時間的経過に伴い、応急対策の重点に変化が生じるため、各対策部及び各班は他の対策部及び班に編入、若しくは応援又は新たな任務を命ずることがある。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> | <p>第3編 自然災害応急対策</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>(略)</p> <p>4 災害対策本部の組織と活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 本部会議</p> <p>(略)</p> <p>ウ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急対策の基本方針に関すること ○ 動員配備体制に関すること ○ 各対策部間の連絡調整に関すること ○ 自衛隊災害派遣要請の依頼に関すること ○ 国、府、関係機関との連絡調整に関すること ○ 災害救助法の適用申請に関すること ○ <u>受援・応援に関すること</u> ○ <u>業務継続体制に関すること</u> ○ <u>被災者支援に関すること</u> ○ <u>安否情報に関すること</u> ○ <u>災害時の要配慮者支援に関すること</u> ○ その他災害対策に関する重要な事項 <p>(3) 事務分担</p> <p>池田市災害対策用組織編成名簿の定めるところによる。</p> <p>ただし、被害状況の時間的経過に伴い、応急対策の重点に変化が生じるため、各対策部及び各班は他の対策部及び班に編入、若しくは応援又は新たな任務を命ずることがある。</p> <p><u>総括部は、災害応急対策全般を統括し、災害対策本部長の状況判断を適切に補佐できるよう、当時の状況に応じ、体制を強化・充実する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 災害応急対策活動要領の整備</u></p> <p><u>災害応急対策のフェーズ区分に応ずる活動要領、日々の活動サイクル（リズム）、各種会議の開催時期・要領、業務継続要領、受援要領などを整理した災害応急対策活動要領を整備する。</u></p> <p>(略)</p> | <p>近年重要となった事務を追記</p> <p>市の防災対策の進展</p> <p>市の防災対策の進展</p> |

| 現行計画 | 修正案 | 備考 | | | | |
|--|---|--|---|------------------|---|--|
| <p>第2節 動員配備計画 (略) 2 配備指令伝達 <u>(新規)</u> (略)</p> <p>第4節 災害情報収集伝達・警戒活動 災害時、又は災害の発生に備え、関係機関等の協力を得て、災害に関する情報の収集・伝達を行い、警戒活動及び各種応急対策を行う。この際、災害情報を一元的に把握、共有することができる体制を図り、災害対策本部の機能の充実・強化を図る。 (略) 2 大阪管区气象台が発表する気象予警報 (略) (1) 気象注意報・警報・特別警報 大阪管区气象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）情報等を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。 (略) 3 大阪管区气象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報 (略) 【猪名川の洪水予報の種類】</p> <table border="1" data-bbox="195 1486 1252 1619"> <tr> <td data-bbox="195 1486 415 1619">氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td data-bbox="415 1486 1252 1619"><u>(新規記載)</u> 小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき</td> </tr> </table> <p>(略)</p> | 氾濫危険情報 (洪水警報) | <u>(新規記載)</u> 小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき | <p>第2節 動員配備計画 (略) 2 配備指令伝達 <u>(3) ICTの活用</u> <u>LoGo チャットなど、ICTを活用した配備指令伝達体制を整備する。</u> (略)</p> <p>第4節 災害情報収集伝達・警戒活動 災害時、又は災害の発生に備え、災害に関する情報の収集・伝達を行い、警戒活動及び各種応急対策を行う<u>とともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする</u> (略) 2 大阪管区气象台が発表する気象予警報 (略) (1) 気象注意報・警報・特別警報 大阪管区气象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）情報、<u>線状降水帯に関する情報</u>等を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。 (略) 3 大阪管区气象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報 (略) 【猪名川の洪水予報の種類】</p> <table border="1" data-bbox="1252 1486 2309 1619"> <tr> <td data-bbox="1252 1486 1472 1619">氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td data-bbox="1472 1486 2309 1619"><u>急激な水位上昇によりまもなく小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> 小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき</td> </tr> </table> <p>(略)</p> | 氾濫危険情報 (洪水警報) | <u>急激な水位上昇によりまもなく小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> 小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき | <p>市の防災対策の進展</p> <p>国・府の計画修正</p> <p>国・府の計画変更</p> <p>猪名川洪水予報実施要領の変更</p> |
| 氾濫危険情報 (洪水警報) | <u>(新規記載)</u> 小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき | | | | | |
| 氾濫危険情報 (洪水警報) | <u>急激な水位上昇によりまもなく小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> 小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき | | | | | |

| 現行計画 | 修正案 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>5 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報 府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）<u>発表後、気象台の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。</u>市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等の発令等必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>8 土砂災害警戒活動 (略)</p> <p>イ 土砂災害警戒情報 <u>大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区気象台が共同して発表する情報であり、発表は、気象台の短時間降雨予測に基づき、気象台の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。</u></p> <p>(2) 斜面判定制度の活用 <u>必要に応じて、大阪府を通じNPO法人大阪府砂防ボランティア協会へ斜面判定士の出動を要請する</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 災害広報 (略)</p> <p>6 安否の情報 安否の確認の問合せを処理するため、放送局、新聞社、インターネット、安否確認ダイヤル等報道機関、各種通信情報機関へ情報提供を行い、協力を求める。</p> | <p>5 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報 府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）<u>発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。</u>市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等の発令等必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>8 土砂災害警戒活動 (略)</p> <p>イ 土砂災害警戒情報の留意点 <u>土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。</u></p> <p><u>また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</u></p> <p>(2) 斜面判定制度の活用 <u>府及び市は、必要に応じて、法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 災害広報 (略)</p> <p>6 安否の情報 安否の確認の問合せを処理するため、放送局、新聞社、インターネット、安否確認ダイヤル等報道機関、各種通信情報機関へ情報提供を行い、協力を求める。</p> <p><u>府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。</u></p> | <p>府の計画表現との整合</p> <p>府の計画表現との整合</p> <p>国・府の計画修正</p> |

| 現行計画 | 修正案 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>第10節 避難誘導 (略)</p> <p>2 避難指示等</p> <p>(1) 避難指示等の基準 避難指示等については、国のガイドラインに則り、市内の河川や地形特性を踏まえた「<u>池田市 避難指示等の判断・伝達マニュアル</u>」を整備する。また、避難指示等の意思決定においては、そのタイミング等の判断を適切にするため、「<u>池田市風水害タイムライン</u>」を整備し活用する。</p> <p>(2) 避難指示等の住民への周知</p> <p>ア <u>避難指示等の発令に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u>第</p> <p>第12節 交通規制・緊急輸送活動 (略)</p> <p>5 航空輸送 (略)</p> <p><u>(新設記載)</u></p> <p>第14節 ライフライン・放送の緊急対応 (略)</p> <p>(4) ガス (<u>大阪ガス株式会社</u>) (略)</p> | <p>第10節 避難誘導 (略)</p> <p>2 避難指示等</p> <p>(1) 避難指示等の基準 避難指示等については、国のガイドラインに則り、市内の河川や地形特性を踏まえた「<u>池田市避難情報の判断・伝達マニュアル</u>」を整備するとともに、<u>事態推移に応ずる防災行動を発災当時の状況に即して時系列で整理しておく。</u></p> <p>(2) 避難指示等の住民への周知</p> <p>ア <u>市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、避難指示等を発令する。避難指示等の発令に当たっては、気象台ホットライン等により技術的な助言を得るなど、適切に判断する。また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した避難行動がわかるよう伝達する。</u></p> <p>第12節 交通規制・緊急輸送活動 (略)</p> <p>5 航空輸送 (略)</p> <p><u>(3) 航空運用調整</u></p> <p>ア <u>府は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</u></p> <p>イ <u>府の航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>ウ <u>市は、市域に係る航空運用について、必要により府の航空運用調整班を通じて調整を行う。</u></p> <p>第14節 ライフライン・放送の緊急対応 (略)</p> <p>(4) ガス (<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>) (略)</p> | <p>市の防災対策の進展</p> <p>府の計画表現に整合</p> <p>国・府の計画修正に合わせ追記</p> <p>社名変更</p> |

| 現行計画 | 修正案 | 備考 |
|---|---|--------------------------------|
| <p>第19節 指定避難所の開設・運営 (略)</p> <p>2 指定避難所の管理・運営 (略)</p> <p>(2) 指定避難所の管理・運営の留意点</p> <p><u>避難者による自主的な運営を促すとともに、男女の人権を尊重して、安全・安心を確保するため、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理・運営に努める。</u></p> <p><u>ア 避難者の把握、自宅、テント及び車両、指定避難所外で生活して食事や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握及び府への報告</u></p> <p><u>イ 混乱防止のための避難者心得の掲示</u></p> <p><u>ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</u></p> <p><u>エ 生活環境への配慮</u></p> <p><u>オ 要配慮者への配慮（一階や便所に近い部屋、和室等の確保）</u></p> <p><u>カ 指定避難所に於ける時系列的な変化に対応</u></p> <p><u>○ 災害発生一週間；食事に関するものが大部分で、他に飲料水、寝具、衣類、冷暖房器具、電話等の対応を図る。</u></p> <p><u>○ 一週間以降；日常生活、生活再建に関するものが増加し、入浴、医療、住宅、学校の再開、施設の電気容量増等の対応を図る。また、プライバシー保護のための間仕切、パネルの設置等生活空間確保のための施設・整備の改善についての対応を図る。</u></p> <p><u>キ 指定避難所に指定されている学校については、職員室、校長室、保健室や実験室、料理室及び普通教室等については、避難者の立入りを不可とし、転用可能教室及び体育館に限るものとする。</u></p> <p><u>ク 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ配慮した運営に努める</u></p> <p><u>ケ 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。</u></p> <p><u>コ 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）</u></p> <p><u>サ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>シ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</u></p> <p><u>ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</u></p> <p><u>セ 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。</u></p> <p><u>ソ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底すると</u></p> | <p>第19節 指定避難所の開設・運営 (略)</p> <p>2 指定避難所の管理・運営 (略)</p> <p>(2) 指定避難所の管理・運営の留意点</p> <p><u>避難者による自主的な運営を促すとともに、「避難所管理運営マニュアル」に基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</u></p> <p><u>ア 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車両等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府への報告</u></p> <p><u>イ 混乱防止のための避難者心得の掲示</u></p> <p><u>ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</u></p> <p><u>エ 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握</u></p> <p><u>オ 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保</u></p> <p><u>カ 避難行動要支援者への配慮</u></p> <p><u>キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施</u></p> <p><u>ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</u></p> <p><u>ケ 相談窓口の設置（女性相談員の配置）</u></p> <p><u>コ 高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮</u></p> <p><u>サ 指定避難所運営組織への女性の参加</u></p> <p><u>シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</u></p> <p><u>ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮</u></p> <p><u>セ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p><u>ソ 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること</u></p> | <p>国・府の計画修正 府の計画表現との整合</p> |

| 現行計画 | 修正案 | 備考 |
|---|--|----------------------------------|
| <p>もに、獣医師会のほか、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>タ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>チ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第 20 節 緊急物資の供給</p> <p>府及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>1 給水活動</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応援要請</p> <p>市のみでは、必要な給水が困難な場合、あるいは市で保有する応急給水用資機材が不足する場合には、府内水道（用水供給）事業体に応援を要請する。</p> <p>また、大阪府水道災害調整本部が設置されたときは、給水活動等の総合調整、指示、支援について同本部を通じて調整を行う。</p> | <p>タ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること</p> <p>チ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること</p> <p>ツ 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること</p> <p>(略)</p> <p>第 20 節 緊急物資の供給</p> <p>府及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、<u>食物アレルギーに配慮した食料の確保</u>、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>1 給水活動</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応援要請</p> <p>市のみでは、必要な給水が困難な場合、あるいは市で保有する応急給水用資機材が不足する場合には、府内水道（用水供給）事業体に応援を要請する。</p> <p>また、大阪府水道災害調整本部が設置されたときは、給水活動等の総合調整、指示、支援について同本部を通じて調整を行う。</p> | <p>国・府の計画修正</p> <p>市の防災対策の進展</p> |

| 現行計画 | | | | 修正案 | | | | 備考 |
|--|-----------|----------------------------------|----------------------|--|-----------|----------------------------------|----------------------|---|
| 浄水池 | 名称 | 所在地 | 容量 (m ³) | 浄水池 | 名称 | 所在地 | 容量 (m ³) | |
| | 古江浄水場 | 池田市古江町 160 番地 | 3,140 | | 古江浄水場 | 池田市古江町 160 番地 | 3,140 | |
| | 計 | 1 カ所 | 3,140 | | 計 | 1 カ所 | 3,140 | |
| 配水池 | 配水隧道 | 池田市木部町 121 番地の 2 ～綾羽 2 丁目 5 番 | 6,500 | 配水池 | 配水隧道 | 池田市木部町 121 番地の 2 ～綾羽 2 丁目 5 番 | 6,500 | |
| | 第 2 高区配水池 | 池田市綾羽 2 丁目 126 番地 | 3,000 | | 第 2 高区配水池 | 池田市綾羽 2 丁目 126 番地 | 3,000 | |
| | 畑配水池 | 池田市畑 3 丁目 1695 番地の 1 | 5,000 | | 畑配水池 | 池田市畑 3 丁目 1695 番地の 1 | 3,600 | |
| | 伏尾台配水場 | 池田市伏尾台 5 丁目 2 番地の 1 | 1,800 | | 伏尾台配水場 | 池田市伏尾台 5 丁目 2 番地の 1 | 1,800 | |
| | 伏尾台低配水池 | 池田市伏尾台 1 丁目 21 番地の 26 | 1,000 | | 伏尾台高配水池 | 池田市伏尾台 2 丁目 13 番地 | 1,200 | |
| | 伏尾台高配水池 | 池田市伏尾台 2 丁目 13 番地 | 1,200 | | 東畑配水池 | 池田市畑 3 丁目 1 番地の 57 | 400 | |
| | 東畑配水池 | 池田市畑 3 丁目 1 番地の 57 | 400 | | 寺尾山配水池 | 池田市五月丘 5 丁目 34 番地 | 10,100 | |
| | 寺尾山配水池 | 池田市五月丘 5 丁目 34 番地 | 10,100 | | 計 | 7 カ所 | 26,600 | |
| 計 | 8 カ所 | 29,000 | 計 | 7 カ所 | 26,600 | | | |
| (略) | | | | (略) | | | | 国・府の計画修正 府の計画との整合 協定内容の反映 |
| 第 29 節 自発的支援の受入れ | | | | 第 29 節 自発的支援の受入れ | | | | |
| 市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。 | | | | 市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。 | | | | |
| 1 ボランティアの受入れ | | | | 1 ボランティアの受入れ | | | | (注) 府計画では、「大阪災害支援活動連携会議」とあるが、OSN は、「災害時連携会議」の呼称を用いているため、本計画ではその用語を使用 |
| 市、池田市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部池田市地区、NPO・ボランティア等その他ボランティア活動推進機関は、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。 | | | | 府、市、日本赤十字社大阪府支部池田地区、池田市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。 | | | | |
| (1) 受入れ窓口の開設 | | | | (1) 府 | | | | |
| 池田市社会福祉協議会及び日本赤十字社大阪府支部池田市地区と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。 | | | | ア 災害の状況、市町村から収集した住民のニーズ等の情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。また、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワークと「災害時連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。 | | | | |

| 現行計画 | 修正案 | 備考 |
|------|---|----|
| | <p><u>イ 大阪府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。</u></p> <p><u>ウ 大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。</u></p> <p><u>エ 大阪府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼をする。</u></p> <p><u>(2) 日本赤十字社大阪府支部池田地区</u></p> <p><u>ア ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口等、情報の提供に努める。</u></p> <p><u>イ 必要に応じ、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。</u></p> <p><u>(3) 池田市社会福祉協議会</u></p> <p><u>ア 災害時におけるボランティアの受入れの総合調整機能を果たすため、池田市災害ボランティアセンターを設置し、各方面から寄せられるボランティアニーズの把握及び派遣にかかる連絡・調整を行う。</u></p> <p><u>イ ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、池田市に対して支援を要請する。</u></p> <p><u>ウ 災害時のボランティア活動中の事故に備え、活動参加者をボランティア保険に加入させる。</u></p> <p><u>エ 池田市と相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要な物資等を確保する。</u></p> <p><u>(4) 市</u></p> <p><u>ア 池田市社会福祉協議会及び日本赤十字社大阪府支部池田市地区と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設するとともに、災害の状況や住民ニーズ等の情報共有ネットワークの構築につ努める</u></p> <p><u>イ 池田市災害ボランティアセンターの設置に必要な場所を確保するとともに、同センターを運営する上で必要な情報を逐次提供する。</u></p> <p><u>ウ 池田市社会福祉協議会と相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要な物資等を確保する。</u></p> | |

| 現行計画 | 修正案 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>第4編 事故災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 中高層建築物災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 市</p> <p>(略)</p> <p>(1) ガス漏洩事故</p> <p>(略)</p> <p>オ ガスの供給遮断</p> <p>① ガスの供給遮断は、<u>大阪ガス株式会社</u>が行う。</p> <p>② <u>大阪ガス株式会社</u>の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊が緊急遮断弁によりガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を<u>大阪ガス株式会社</u>に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>大阪ガス株式会社</u></p> <p>第5編 災害復旧計画</p> <p>第5編 災害復旧計画</p> <p>第1節 復旧事業の推進</p> <p>市をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ密接に連携し、災害の再発防止及び速やかな復旧とともに、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として復旧事業を推進するものとする。</p> <p>なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</p> <p>以上</p> | <p>第4編 事故災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 中高層建築物災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 市</p> <p>(略)</p> <p>(1) ガス漏洩事故</p> <p>(略)</p> <p>オ ガスの供給遮断</p> <p>① ガスの供給遮断は、<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>が行う。</p> <p>② <u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊が緊急遮断弁によりガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>大阪ガスネットワーク株式会社</u></p> <p>第5編 災害復旧計画</p> <p>第1節 復旧事業の推進</p> <p>府、市をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ密接に連携し、災害の再発防止及び速やかな復旧とともに、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として復旧事業を推進するものとする。</p> <p><u>被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p>なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</p> <p>以上</p> | <p>社名変更</p> <p>社名変更</p> <p>国・府の計画修正</p> |